

令和7年度 第1回 横浜市久良岐能舞台指定管理者選定評価委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年1月30日（金） 15時20分から16時30分まで
- 2 場 所 横浜市役所 18階さくら16会議室
- 3 出席者 大貫 誠之 委員、高橋 悠介 委員、田場 弓子 委員、横山 直子 委員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事内容

議 題	1 委員長の選出 2 定足数の確認 3 委員会の公開・非公開について 4 議題1：横浜市久良岐能舞台第5期指定管理者選定スケジュール 5 議題2：指定管理者公募関係資料 6 その他
議事・ 委員意見 等	1 委員長の選出 「横浜市久良岐能舞台指定管理者選定評価委員会運営要綱」第6条第1項に基づき、委員の互選により高橋委員を委員長に選任した。 2 定足数の確認 委員数4名のうち4名の出席により定足数を満たしており、会議の成立を確認した。 3 委員会の公開・非公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条及び横浜市久良岐能舞台指定管理者選定評価委員会運営要綱第9条に基づき、「議題2：指定管理者選定関係資料」の審議については非公開とした。 4 議題1：横浜市久良岐能舞台第5期指定管理者選定スケジュール 事務局から選定スケジュールについて説明し、承認された。 5 議題2：指定管理者公募関係資料 事務局から公募関係資料（公募要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目及び配点表）の説明を行い、委員の意見交換を行った。管理業務等に関する資料等については、事務局に一任することを確認した。 【主な委員意見及び事務局回答】 (1) 選定スケジュール及び選定方法について ・意見なし (2) 公募要項 ・以前との変更点などがあるか。 → (4) の施設の休館等という項目を追加している。久良岐能舞台は、建築年数が相当経過しており、来年度の予算で劣化調査を一部実施する予定である。結果次第で大きな修繕となる可能性があるため、その旨を記載している。 また、修繕については、今まで60万円未満としていたが、他館の状況も踏ま

え、80 万円とさせていただいている。指定管理料は、同じ条例施設である横浜能楽堂よりも比較的小規模なので、上限額を抑えている。

・劣化調査後をしてその結果により、工事が指定管理期間にもなる可能性があるという理解でよいか。

→可能性が十分にあるため、記載している。

(3) 業務の基準について

・こちらについても変更点などがあるか。

→久良岐能舞台については、使命の一部で伝統文化という言葉を使用しており、自主事業でも、茶道や書道の講座が好評と伺っており、その要素を入れている。

・稼働率を上げる取り組みや施設を認知する取組は必要だと思う。

自主事業について、何か線引きする基準あるか。

→今までの同様の事業については、自主事業と言わずに指定管理業務の一環という形で捉えていくつもりではあるものの、どのように実施するかは指定管理者と話し合ったうえで進めるようになると思われる。

・保守管理について、「公園の一部含む」ということは具体的に何を示しているか。

→管理区域内にある庭園を清掃したり、枯れ木を発見した際はみどり環境局と連絡、調整して対応するとなっている。具体的な内容については、「庭園管理業務」という項目を設けており、元々は公園であるので、最低限この内容は取り組んでくださいという記載としている。

・自主事業の A B について、具体的なイメージはあるか。

→例えば、久良岐能舞台については、庭園があるので、そこで飲食などを事業として実施する場合については、自主事業 B 型となる可能性がある。A については、古典芸能や伝統芸能に即したイベントを実施するといった区別となる。ただ、古典芸能のイベントをしつつ、飲食スペースを提供するといった手段もあるので、

・施設の休館日については、基本的にないということか。

→原則としてはそのようになっているが、実際の運用としては、機器のメンテナンスなどが必要であり、月 1 回程度は休館しているのが実情である。

(4) 提案課題及び評価基準項目及び配点表について

・利用料金の設定については、大きな変更がなければ継続するということか。

→条例の範囲内であれば、変更することもできる。ただし、上限額は条例の範囲内となってしまうが。

・別の自治体で利用料金を長期にわたって利用料金を値上げしていなくて、直近で管理費などを含めて値上げしたというのを伺っている。

→貸館では、利用料金は上限があるものの主催事業については、チケット代を上げたりして工夫をしている。

(5) 管理業務に関する資料及び管理・運営実績等に関する資料について

・意見なし

5 その他について

議題なし

審議結果	「議題１：横浜市久良岐能舞台第５期指定管理者選定スケジュール」については、スケジュールに沿って公募により選定を進めることを了承された。 「議題２：指定管理者選定関係資料」については、選定要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目及び配点表での各委員の意見を踏まえ、委員長と調整を行ったうえで確定する。確定した公募関係書類は、各委員に送付するとともに本市ウェブサイト上で公表を行う。 また、議事録については委員長確認後に確定のうえ、公表する。
-------------	--